

平成 20 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代 表 者 代表取締役社長 森下 一喜
(コード番号：3765 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 IR・企業広報室長 石見 紀生
(TEL：03-5511-1400 (代表))

民事訴訟の結果に関するお知らせ

当社は、元職員による当社への不正アクセス行為による信用毀損および機会損失について、損害賠償請求の訴訟を行っていましたが、最高裁判所より上告受理申立ての不受理決定通知が届きましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本件の不受理決定により元職員の当社への損害賠償金支払いの判決が確定いたしました。

記

1. 訴訟の経緯

平成 18 年 11 月 6 日 東京地方裁判所

訴訟を提起

平成 19 年 10 月 23 日 東京地方裁判所

被告（元職員）は、原告（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）に対し
金 330 万円を支払えとの第一審判決言渡し

平成 20 年 3 月 13 日 東京高等裁判所

被控訴人（元職員）は、控訴人（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）
に対し金 550 万円を支払えとの控訴審判決言渡し

平成 20 年 3 月 26 日 最高裁判所

上告受理の申立て

2. 決定の要旨

本件を上告審として受理しない。

3. 訴訟の原因および判決に至った経緯

当社がサービスを提供しているオンラインゲーム「ラグナロクオンライン」において、相手方は直属の上司のアクセス ID を盗み見てゲームサーバーへ不正アクセスを行い、ゲーム内仮想通貨を作出、売却し、5,800 万円以上の利益を得ておりました。この行為は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反および当社のゲーム規約違反にあたり、当社が多年にわたる運営の努力の末作り上げたオンラインゲームとその信用、評判、人気を悪用し、当社の社会的評価・企業価値を著しく低下させました。同時に、一連の行為は幅広いメディアにおいても報道されており、多方面へ重大な影響をきたした事による信用毀損および機会損失、その他諸費用の合計として約 7,486 万円の支払いを求める訴訟を提起しておりました。

4. 今後の方針等

今回の訴訟において、①相手方による不法行為が存在していたこと、②相手方の不法行為により当社信用が毀損されたことが裁判所に認められました。しかし、相手方の不法行為を原因とする法外な利益と損害賠償の低額さを考慮すると不公平と言わざるを得ず、当社の意見が認められないことは非常に残念に考えております。

今後は、かかる事件のようなことが発生しないよう引き続きコンプライアンスの徹底と再発防止のための内部管理体制の一層の充実・強化に取り組み、皆様からの信頼回復に全力を挙げまいります。

なお、今回の訴訟にともなう当期の業績への影響は軽微であります。

以上